

平成26年第2回大仙市議会定例会会議録第3号

平成26年6月11日（水曜日）

議事日程第3号

平成26年6月11日（水曜日）午前10時開議

- 第1 一般質問
- 第2 議案第77号 財産の取得について (質疑・委員会付託)
- 第3 議案第78号 財産の取得について (質疑・委員会付託)
- 第4 議案第79号 平成26年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について (質疑・委員会付託)
- 第5 議案第80号 平成26年度大仙市一般会計補正予算(第3号) (質疑・委員会付託)
- 第6 議案第81号 平成26年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) (質疑・委員会付託)
- 第7 議案第82号 平成26年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算(第1号) (質疑・委員会付託)
- 第8 議案第83号 平成26年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算(第1号) (質疑・委員会付託)
- 第9 請願第1号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択に関する請願書 (質疑・委員会付託)
- 第10 陳情第11号 手話言語法(仮称)制定に関する意見書の提出について (質疑・委員会付託)
-

出席議員(27人)

1番 富岡喜芳	2番 秩父博樹	3番 細谷洋造
4番 佐藤隆盛	5番 後藤健	6番 佐藤育男
7番 石塚柏	8番 藤田和久	9番 佐藤文子

10番	小山 緑郎	11番	茂木 隆	13番	古谷 武美
14番	武田 隆	15番	金谷 道男	16番	高橋 幸晴
17番	大野 忠夫	18番	小松 栄治	19番	渡邊 秀俊
20番	佐藤 清吉	21番	児玉 裕一	22番	高橋 敏英
23番	千葉 健	24番	大山 利吉	25番	本間 輝男
26番	鎌田 正	27番	橋本 五郎	28番	橋村 誠

欠席議員（1人）

12番 佐藤 芳雄

遅刻議員（1人）

22番 高橋 敏英

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市長	栗林 次美	副市長	久米 正雄
副市長	老松 博行	教育長	三浦 憲一
代表監査委員	福原 堅悦	総務部長	佐藤 芳彦
企画部長	小松 英昭	市民部長	山谷 勝志
健康福祉部長	小野地 淳司	農林商工部長	佐々木 誠治
建設部長	小松 春一	上下水道部長	岩谷 友一郎
病院事務長	柴田 敬史	教育指導部長	小笠原 晃
生涯学習部長	滝沢 清寿	次長兼総務課長	伊藤 義之

議会事務局職員出席者

局長	木村 喜代美	次長	伊藤 雅裕
副主幹	田口 美和子	副主幹	富樫 康隆
主査	佐藤 和人		

午前10時00分 開 議

○議長（橋村 誠） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

欠席の届けでは、12番佐藤芳雄君、遅刻の連絡があったのは、22番高橋敏英君であります。

○議長（橋村 誠） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

○議長（橋村 誠） 日程第1、本会議第2日に引き続き、一般質問を行います。
8番藤田和久君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、8番。

【8番 藤田和久議員 登壇】

○議長（橋村 誠） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○8番（藤田和久） 皆さん、おはようございます。日本共産党の藤田和久です。

私は、今、国政で大問題になっています集団的自衛権問題、それからTPP農政改革、農協解体、農業委員会改革など、農業に関連する3点について一般質問を行います。

最初に、集団的自衛権行使容認について質問させていただきます。

原発推進、基地問題、社会保障、労働法制、TPP推進など、安倍政権の暴走の一步一步が国民との矛盾、海外との矛盾を大きく広げています。中でも安倍政権が戦後の保守政治が掲げてきた諸原則すら否定する特異な右翼的反動的立場に立った暴走を進めていることが、矛盾をさらに激化させているものと思われま

先月15日、安倍晋三首相は、自らの私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」、略称「安保法制懇」、これが海外での武力行使を全面的に認める報告書の提出を受けて、集団的自衛権行使容認に向けて検討していく考えを明確にしました。

戦後の歴代自民党政権が憲法9条に触れるから容認できないとしてきたものを、今度は公然と容認を求めるものとなっています。

集団的自衛権行使は、日本に対する直接の武力攻撃がなくても、他国のために武力を行使できるというものであり、海外で武力行使をしてはならないという憲法上の歯止めを外すことにほかなりません。

しかも安倍政権は、①憲法9条を改変して米国と共に海外で戦闘行動ができるようにする、②自衛隊を海外派兵の軍隊へと大改造を進める、③国民を戦争に動員するために、特定秘密保護法、教育制度の改悪、メディアへの権力的介入などを進めようとしていま

す。これら三つの柱で海外で戦争する国への暴走を開始していますが、歴代の自民党幹事長や内閣法制局長官などからも「立憲主義の否定だ」との厳しい批判の声があがっています。もちろん各種世論調査においても国民の50から60%以上が反対を表明しています。

もちろん私たち日本共産党は、憲法9条を守り、海外で戦争させないためにも、国民の皆さんと共に戦い抜く決意しております。

そこで伺いますが、戦争する国づくりの集団的自衛権行使容認について、栗林市長はどのように考えているのか、お伺いいたしたいと思います。

この問題は、日本の平和と民主主義にとって大変重要な問題ですので、国政の問題と言えばそうなりますけれども、あえて栗林市長さんにお尋ねするものであります。よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（橋村 誠） 1番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 藤田和久議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、集団的自衛権行使容認について、市長としての見解とのことでありますが、外交・国防・治安は国の専権事項であり、基礎自治体での議論にはなじまないものと考えますので、直接の答弁は差し控えさせていただきます。

ただ、国民の一人として考えた場合、自衛権行使の問題は、国の最高規範である憲法にかかわることですので、行政府ではなく、立法府である国会で、堂々と議論を尽くすべきと考えます。

【栗林市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

○8番（藤田和久） 栗林市長さんにご答弁いただきました。どちらかというと私からすれば、ちょっと物足りないような答弁だったと思います。国の施策ではありますけれども、国民一人が、一人一人がかかわる憲法の問題ですので、市長さんでもあれ、議員でもあれ、どの国民も、この問題は真剣に考えていかななくてはならないと思います。

それから、国民の一人として考えた場合、内閣だけでなく国会の場でね議論をせと

というようなこと、これも当然であります。ただ、今、安倍政権が集団的自衛権行使を急ぐ余り、今、公明党と協議を重ねていますけれども、早く結論を出せというふうにあおっており、今年の夏までにね一定の方針を出したいと、こういうふうに述べております。こういうこともありますので、安倍政権の集団的自衛権行使の方針と国民の戦いが、これから鏝迫り合いになるのではないかと思います。そういう意味で、憲法9条を守り、平和と民主主義を守るためにも、それぞれの立場でご奮闘をお願いしたいというふうに思います。

回答はいりません。

○議長（橋村 誠） 次に、2番の項目について質問を許します。

○8番（藤田和久） 2つ目の質問として、農協解体、農業委員会改革について質問いたします。

安倍政権は、農業関係に関連して、TPPの推進、農政改革などに続き、農協解体、そして農業委員会の改革の方向を打ち出しました。

内閣総理大臣の諮問機関である「規制改革会議」は、農業作業部会の中で幾つかの提言を行いました。会議のメンバーの多くは、財界代表や農産物自由化論者でありますから、提言の内容は自ずと農業の破壊方向の方針であります。

提言の骨子は、主として3点であります。

1つ目、農業委員を市町村の任命制にする。これまでの公選制を廃止し、人数も大幅に少なくし、農民の意見を述べる権利を弱めると同時に、農地の流動化をしやすくする狙いがあるものと思われます。

2つ目、農業生産法人の資格要件などを緩和する。これは、農業・農業関連の事業を行う場合、これまでは役員の過半数は農民（農業者）ということになっていたものを、農業者は一人だけでよいとしています。企業が農業にどんどん参入して、どんな事業でもできるようにするというのが狙いだと思われます。

3つ目は、農協の改革です。特に、全中をなくし、JA全農を一般の株式会社にするということであります。全国中央会は別の形で、県中央会は、まだ結論は出ていませんが一応不要と諮問しています。農協の信用事業、共済事業を他の事業者に移管する。農協は農業関連と経済事業のみとする。こうなれば、農協の儲け口がありません。農協解体と言われても仕方ありません。

営利企業が農地や農協が担ってきた分野に参入するため、そして農協を解体すること

が狙いとされています。

これまでTPPに農政改革、そして農協改革、農業委員会改革となれば、日本の農業に展望は見えません。まさに、安全でおいしい日本の食と農業を破壊するためのアベノミクスの毒矢と言わざるを得ません。

私たち日本共産党は、日本農業を守る立場で、生産農家、消費者を含めて、この農業破壊政策と戦ってまいりますが、そこでお伺いいたします。この農協解体と農業委員会改革政策について、栗林市長さんは、いかように考えておられるのかお聞かせいただきたいと思ひます。

また、政府に対して、何か要望など対応策などお持ちでありましたらお聞かせいただきたいと思ひます。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（橋村 誠） 2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の、農協・農業委員会解体に関する私の見解についてお答え申し上げます。

政府は、規制改革会議からの意見を受けて「農業委員会、農業生産法人、農業協同組合」の3点の大改革を行うことを表明しております。

その意見の概要として、まず農業委員会制度については、委員を公選制から市町村長選任に変更し、遊休農地対策や転用違反對策に重点を置いた組織に改編する。農業生産法人の要件の見直しとして行う企業の農業参入規制については、企業による出資制限を緩和し、農業生産法人の資金力を高めて機動的な事業展開を可能とする。また、農業協同組合の見直しにおいては、全国農業協同組合中央会（JA全中）を頂点とする中央会制度を廃止し、地域の農協が独自性を発揮し、地域農業の発展に取り組むことができるよう系統を再構築する。さらに、全国農業協同組合連合会（JA全農）を株式会社に転換し、意思決定の迅速化や国際競争力の向上を図ることができるよう再編することとしております。

この提言・意見を受け、政府・与党が調整を図った結果、6月4日に大枠が固まっているようであります。これによりますと、農業委員会の委員の選挙制度は廃止し、市町村長の選任とする。企業の農地所有の解禁は見送り、企業が農業生産法人に50%以上出資することは認めない。全国農業協同組合中央会（全中）の廃止は5年後を目途に行

う。全国農業協同組合連合会（全農）の株式会社化は検討事項とするという内容で調整が進んでいるようであります。

今回の農業改革案については、規制改革会議の委員の人選や議論の経緯を見る限り、生産現場を担う農家の声や農業関係団体の意見が十分に反映されないまま出された提言・意見であることから問題は多く、この提言には賛成しかねるといのが農業の現場を預かる自治体の長としての私の見解であります。

食料の自給と食の安全に責任を持ち、さらに農村社会と地域農業を守り、農業者が引き続き営農に意欲的に取り組むことを可能とする改革にならなければならないと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 次に、3番の項目について質問を許します。

○8番（藤田和久） 3つ目の質問として、農業支援策についてお伺いいたします。

先程の質問と関連するわけではありますが、TPP、農政改革、農協解体、農業委員会改革となれば、地域の農業者にとっては、まさに展望が見えてきません。TPPで、安い危険な米が大量に輸入されます。ただ減反廃止と言っても米余りを進めるだけで、米価はどこまで引き下げられるか、農家は不安だらけです。規模の大きい農家でも太刀打ちできないと言われておりますし、規模の小さい一般兼業農家には、国の助成はほとんどなく、営農そのものが可能かどうか不安でいっぱいだと伺っております。

大仙市は、間違いなく農業都市です。米作に集中せず、野菜・花卉・酪農など複合化を進めること。農産物の県内外出荷の促進のため、販売所や出荷所などの増設を図ること。農水産品の加工などを6次産業化を進めることなどが強く言われておりますが、市として、どのようにしたら中小農家が営農を続けていけるのか、そのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

また、今回の農政対策では、減反が廃止され、米価が下落すること、所得補償・価格保証策がなくなってしまう可能性が高いこと、各種補助金なども認定農家や集落営農株式会社、それらに集中し、一般の中小兼業農家にはほとんど対象外となるなど、一般の中小兼業農家の収入は下落するばかりで、続けての営農は困難を極めるものであります。

安全・安心の食と農業を求めるのであれば、農業を国の基幹産業に据え、食料自給率

の向上を図り、所得補償・価格保証制度によって生産農家の収入も保障すべきであるとありますが、現在そういうふうにはなっておりません。農民の生活を少しでも保障するための所得補償・価格保証制度の創設が必要と考えます。

そこで、所得補償・価格保証制度の創設をはじめ、一般農家の所得向上につながる制度を国に対して要求できないものかお聞かせいただきたいと思います。

また、国で対策を取れないなどそうした場合に、市として市独自の対策を取れないものなのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

大変難しい質問をいたしましてすみませんが、よろしくご答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（橋村 誠） 3番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の、一般兼業農家に対する所得・価格などの支援策についてお答え申し上げます。

政府は、農業を地域経済を牽引する新たな成長産業と位置付け、農政の大転換の決定に続き、競争力と魅力ある農業の実現を目指し、農政改革を進めようとしております。

市といたしましては、この農政の大転換、その中でも新たな米政策に対応するためには、米に依存しすぎた農業構造からの脱却と広範な水田の有効活用を図っていくことが最重要であると考えております。

国の政策転換決定後に時間的余裕もなかったことから、本市では市単独事業により大豆生産振興や中山間地域等条件不利地域への支援として、そばやブルーベリーの作付推進に新たに取り組んでいるところであります。

来年度は、今年度開催します「農業活力創造懇話会」における農家の意見を参考にしながら、大豆作付面積の拡大をはじめ、さらに施策の充実を図り、28年度を初年度とする新たな農業振興計画に引き継ぎ、農政の大転換に対応した計画にしていきたいと思いますと考えております。

質問の、兼業農家への支援としては、現在のところ、国の経営所得安定対策による10a当たり7,500円の米の直接支払交付金や転作の実施内容に応じて支払われる水田活用の直接支払交付金などがあります。ただ、平成30年度以降は直接支払がなくなり、行政による生産調整目標の配分もなくなります。これによって米価の変動に拍車

がかかることが心配されております。

現行制度では、収入減少による農業経営への影響を緩和し、安定的な農業経営ができるよう、農業者の拠出に基づくセーフティネットとして実施する「米・畑作物の収入減少影響緩和対策」、いわゆるナラシ対策があります。この制度に加入するためには、認定農業者や集落営農であるほか、規模要件がありますが、27年度からは規模要件がなくなりますので、今後も意欲的に営農に取り組まれる農家に対しては、認定農業者になっていただくよう進めてまいりたいと考えております。

また、現在、中小規模の農家であっても将来的に野菜や花卉など園芸部門に取り組もうとする経営体にあつては、県事業の農業夢プラン応援事業や市単独事業の畑作園芸事業により、複合部門に係る機械や施設等の初期導入経費の軽減を図り、早期に安定的に経営に結びつくような支援も用意してあります。

このほか、農業・農村が持つ多面的機能の維持・発揮を図るため、農地・水環境保全支払を拡充し、新たに日本型直接支払いとして実施する多面的機能支払は、非農家も含めた地域の共同活動を支援するものであり、水路や農道などの維持管理に係る個々農家の負担軽減のほか、労務の提供に応じた支援もあることから、中小兼業農家を含め地域全体として有効な制度と考えております。

本市における多面的機能支払への取り組みは、市内の水田の約8割に当たる1万5千ha、事業費は7億5,300万円で、県内では最大の取り組みであり、より多くの農家に制度の恩恵を受けていただくため、今次定例会の補正を含め1億8,800万円を市が負担し、地域における取り組みを支援しております。

当市は、農業を基幹産業とし、全国でも有数の稲作好適地・良質米生産地としてその地位を築いてまいりました。今後、農業法人や集落営農組織、認定農業者の営農活動を中心に支援していく必要はありますが、兼業農家は農地の維持や地域農業を支える労働力としても重要であり、また、地域コミュニティを維持し、農村環境を保全していく上で欠かすことのできない存在であると考えております。

なお、規模の大小にかかわらず意欲ある経営体が引き続き営農に取り組めるよう、収入補填制度をはじめ有効な補助制度の維持・拡充については、国に対し強く要望してまいりたいと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(橋村 誠) はい。

○8番(藤田和久) 再質問ではございませんが、要望がありますので、つけたさせていただきます。

ただいまの栗林市長の答弁にもありましたように、TPPや農政改革、米価がどこまで下がるのか、まだ不明なところがいっぱいあります。けれども、農家の人たちは、今のこの農政改革が出されてから、ものすごく不安が強くなって、おそらく自殺する人も出てくるんじゃないか、こういうふうにお話されています。それから、次第に認定農家とかね大規模法人、集団営農とか、こういう農業団体が中心になっていきますので、一般の中小農家はだんだん置き去りにされていく、そういう感じが強く持たれています。

そうした中で、小さな農家でもね、きちっと営農ができるんだよと、そういうふうに農家の皆さんにも自信を持ってもらう、そのために、やはり市でも補填をするような制度をね頑張ってくださいと同時に、今、答弁でありましたように、国に強く働きかけていただくことを最後をお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。どうもありがとうございました。

○議長(橋村 誠) これにて8番藤田和久君の質問を終わります。

【8番 藤田和久議員 降壇】

○議長(橋村 誠) 一般質問の途中ではありますが、この際、暫時休憩します。再開は10時45分とします。

午前10時31分 休 憩

午前10時45分 再 開

○議長(橋村 誠) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、9番佐藤文子さん。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(橋村 誠) はい、9番。

【9番 佐藤文子議員 登壇】

○議長(橋村 誠) 1番の項目について質問を許します。

○9番(佐藤文子) 日本共産党の佐藤文子です。前質問の藤田議員同様、今国会に法案が提出された重要な問題について、特に医療・介護の問題、また、教育制度改悪の問題

について、この2点についてお尋ねをしたいと思います。

最初に、1番の医療・介護総合法案に関連して、介護の問題についてお尋ねいたします。

要支援者への訪問・通所介護の保険給付外しについてお尋ねいたします。

医療と介護にかかわる法律19本を一括見直しするための法律、いわゆる「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」という非常に長い法律で、略称「医療・介護総合法案」と言われておりますが、現在の法案が参議院での審議が始まっております。

この法案は、多くの高齢者を介護サービスの対象から除外し、入院患者の追い出しをさらに強化するという大改悪法案となっております。

私たち日本共産党は、この法案は廃案しかないという立場で、全国の関係者の皆さん方と共同して廃案に追い込むために頑張っているところであります。

まず、改悪の第一は、要支援者対象に実施されております介護保険サービスであるヘルパーによる訪問介護とデイサービスなどの通所介護の2つのサービスについて介護保険からの給付を廃止することにあります。

保険給付をやめるかわりに市町村が実施している地域支援事業に新しく「介護予防・生活支援サービス事業」というサービスを設けて行うというものであります。介護予防・生活支援事業は、現在、要介護認定で非該当と判定された人を対象に実施している地域支援事業の二次予防、中身は運動器機能向上や栄養改善、口腔機能向上、膝の痛みや腰痛対策というもののようではありますが、こうした二次予防事業を再編して作られるというものであるようです。したがって、新制度になれば、要支援者としてこれまで訪問介護や通所介護を受けてきた人も、非該当の人と同じサービスを受けることとなります。要支援者向けサービスの大半を占めている訪問介護、そしてデイサービスなどの通所介護を地域支援事業に置き換えることで、要支援と非該当との制度上の垣根をなくして、事実上、要支援者を介護保険の枠外へ追い出していく、これがこの法案の狙いだと考えております。

さて、このように要支援者から訪問・通所介護を取り上げる改悪に対しては、介護現場や自治体からも厳しい批判が上がっておりますが、厚労省は地域支援事業にかわっても要支援者は引き続き必要なサービスを受けられると、いいわけをしております。

しかし、その一方で、厚労省は訪問介護と通所介護を地域支援事業に移すことで、現

行制度のままなら毎年5%から6%のペースで伸びていく要支援者向けの予防給付費の自然増の分を、後期高齢者人口の伸び率に押さえ込むという方針を掲げておりますし、このことを省令で全市町村に達成を義務付けるとしております。こうなれば必要なサービスは保障されるなどと宣伝するのは、ごまかしたとしか言いようがありません。

また、今後策定する介護予防・生活支援サービス事業という新事業のガイドラインでは、各サービスの単価や人件費を現在の訪問、通所介護の報酬以下に設定するよう義務付けることや、利用料については要介護者の利用者負担を下回らないように市町村の裁量で設定するよう指示するとしております。ですから、これでは法案が通れば、既存の介護事業所の経営も大変影響を及ぼすこととなりますし、利用者の自己負担は増加するという問題ばかりが生じると思うものであります。要支援者の大半が利用している訪問介護・通所介護は、心身の状態を把握しながら機能の維持・向上を図り、生活支援を通して重度化の予防と住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための在宅介護サービスの要であります。極めて専門的なかかわりによってこそ維持できるものであると私は思います。そういう意味からも、今回のような後退をすることは絶対許されません。

以上述べてまいりましたが、要支援者を介護保険から閉め出す突破口として訪問介護・通所介護を保険除外する今回の法案に対し、改めて市長はどのような思いで見られるのか、また、要支援者へのサービス後退はさせないという決意で是非とも臨んでいただきたいものでありますが、見解を伺いたいと思います。

2つ目には、特別養護老人ホーム入所を要介護3以上とすることについてであります。第2の改悪として、法案は、今後、特別養護老人ホームに入所できる人を原則要介護3以上に限るとしております。

今、特養ホームの待機者は全国で52万4千人で、そのうち17万8千人は要介護1と2であり、法案が通れば一部の例外を除いて特養入所の対象外とされ、待機者の枠からも外れてしまうというふうになります。

政府厚労省は、サービス付き高齢者住宅や有料老人ホームを受け皿にすると言いますが、これらの施設を利用するには部屋代、食費、介護サービスの利用料など合わせて月15万円から25万円の負担が必要であります。特別養護老人ホームへの申請者の多数は、貧困や低年金の高齢者でありまして、到底厚労省が受け皿としているような施設には入れないというふうになります。

こうしたことに貫かれているのも公的保険で介護を受けられる人を限定するという発

想だと考えるものであります。

現在、特養に入所している要介護1・2の入所理由の6割は、介護者不在、介護困難、住居問題などと言われております。厚労省は、やむを得ない事情がある場合は、要介護1や2でも入所を認めるとしておりますけれども、そのやむを得ない事情については、大体次のように語っております。

知的障がいや精神障がい等を伴って地域での安定した生活を続けることが困難であるとか、また、家族等による虐待が深刻であり、心身の安全・安心の確保ができない、認知症高齢者であり、常時適切な見守り・介護が必要だなどとの例示を示しているわけです。これらに該当するかどうかの判断についても、市町村の関与のもと、施設ごとに設置している入所検討委員会で個々に判断するとされております。これではやむを得ない事情を抱える要介護1・2の人でも入所が保障されるわけではありませんし、ましてや多くの入所希望者は在宅待機者のリストからも外されてしまうというふうなことになるようです。

以上述べてまいりましたが、特養入所、原則要介護3、特例化の強行は、これまで特養が果たしてきた一人暮らし、老老世帯、認知症、低所得など様々な事情を抱えた方々のセーフティーネットの機能を縮小させ、行き場所、終の棲家を確保できないような軽度の方を増やすというふうになると思うわけでありますが、市長はこの問題をどのように捉え、今後の対応についてお考えがあるかどうかお聞かせ願いたいと思います。

以上で、1番の項目についての質問を終わります。

○議長（橋村 誠） 1番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、医療・介護総合法案に関連してについてであります。この法案は、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、入院医療から在宅医療、介護までの一連のサービスを地域において確保し、高齢者が住み慣れた地域において継続的に生活できるようにしていくために、地域包括システムを構築することを通じ、地域における医療・介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関連法律について整備するという案であります。

平成24年3月定例会の際に佐藤議員の質問に対してお答えしているとおり、私自身は介護保険制度について、介護を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組みとしては

優れた制度であると認識しております。また、我が国の医療制度に関しても同様であります。

しかしながら、少子・高齢社会の到来によって、制度を支える人と制度によって支えられる人のバランスが、近年急速に崩れつつあります。そこに財政上の問題も含め、社会情勢の変化により、制度維持のための様々な問題・課題が生じてきている現状であることは間違いありません。

今回のこの法案は、これまで講じられてきた対象療法的な改正ではなく、昨年8月に示された社会保障制度改革国民会議報告書の提案を具体化し、日本の社会保障システムを維持していくために、特に医療・介護に関して国の役割と地方自治体の役割を明確にし、その取り組みの方向性を示す、これまでにない大きな改正と捉えております。

医療・介護に関しての改革は、これまでも様々な場面で論じられてきたものでありますが、特に大都市部と比べ高齢化の進展が進んでいる本市にとっては、目の前の問題であります。この法律は、まさに市町村がこれまで取り組んできた地域づくりや様々な福祉施策を、今後どう結びつけ、どう生かしていくのか、いよいよ市町村の力量が試されることになるものと感じております。

そこで、要支援者の訪問介護・通所介護サービスが介護保険の給付から地域支援事業に移行することについてですが、これらのサービスは対象者の心身の状態を把握しながら、機能の維持・向上を図り、生活支援を通して重度化の予防と住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための大事なサービスでありますので、サービスを受ける仕組みが変わったとしても、サービスを必要とする人が真に必要な内容と量でサービスを受けられるようにしていかなければならないと考えております。

具体的には、第6期介護保険事業計画や高齢者プラン策定の中で検討していくこととなりますが、省令やガイドラインが示されていない現時点においては、まだまだ先が見えない難しい課題も多くあります。時間を要する作業も多くありますので、それらを一つ一つクリアしながら、平成29年4月から実施を目指し取り組んでまいります。

また、高齢者の生活は、介護サービスだけで支えられているものではありません。総合的な支援のためには、医療、介護、生活支援サービスや介護予防などが切れ目なく結びつき合いながら、一人一人の状態に応じて提供できる大仙市としての地域包括ケアシステムの構築が必要であります。

このシステム構築のためには、医療、介護の連携が特に重要でありますので、本市に

においては、この制度改正を見据えて医療、介護の連携を図るため、「大仙市医療介護多職種連携の会」や「認知症、高次脳機能障害連携ネットワーク」等の組織も設立されており、

これらの組織においては、昨年から活動を行っておりますが、短時間で構築できるものではありませんので、今年完成した地域医療の拠点となる大曲厚生医療センターとも連携できるという大仙市の強みを活かしながら、市や社会福祉協議会が行っている事業等のほか、市民ボランティアを含む様々な社会資源や既存の介護サービス事業者の提供する専門的な介護サービスなどを組み合わせながら、高齢者の生活を支援できる仕組みを構築し、決してサービスの後退となることのないよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、特別養護老人ホームの入所を要介護3以上とすることについてであります。現在、特別養護老人ホームに入所されている方は、平成26年3月末現在で680人で、そのうち要介護3以上の方は617人であり、率にして約90%であります。これは大仙市の数字です。

医療・介護総合法案にあります特別養護老人ホームの入所者が、原則介護3以上に制限することについては、在宅生活が困難である中度や重度の要介護者を抱える施設として重点化を図ることが狙いであると言われております。このことについては、平成17年度の第3期介護保険事業計画の策定時において、国から平成26年度までに特別養護老人ホームを含む介護3施設の入所者のうち、要介護4以上の割合を70%以上に目標を設定するよう指針が示されております。これにより、平成18年度以降は、既に入所判定基準の中で手厚い介護が必要な方々を優先して入所させる仕組みとなっており、先程述べましたように入所者の大部分を中度や重度者が占めている状況であります。

当市の特別養護老人ホームにおいては、既に平成18年度からこの入所判定基準に基づき対応しておりますので、今回の法改正により、これまでの対応が大きく変わるものではないと考えております。

しかしながら、議員ご指摘のように特別養護老人ホームを希望する、やや軽度の方たちの中には、老老介護や介護者の不在、終の棲家の確保など、今後の生活に不安を抱いている方々がいることも認識しております。こうした問題に関しても、地域で安定した生活が続けられることが困難である方や、常時の見守りや介護が必要な方など、やむを得ない事情の場合は、特養老人ホームの入所が認められることになっておりますので、

これは運用の問題で解決できると思っております。

また、市内には特別養護老人ホーム以外の類似施設として、介護付き有料老人ホーム等の特定施設が5カ所、住宅型有料老人ホームが6カ所、サービス付き高齢者向け住宅が5カ所、ケアハウス・生活支援ハウスが7カ所など、計23カ所の入所施設があり、合計で514人の方が利用可能となっております。

これらの施設の中で介護付き有料老人ホームや住宅型有料老人ホーム、高齢者向け住宅については、平成27年度以降も増加するものと見込んでおります。

このような状況下で、軽度者の中には施設より住み慣れた住宅や地域で生活を送りたいという方も少なくないと考えており、訪問介護サービス、訪問介護やデイサービスなどの在宅サービスのほか、地域の特性に応じたサービスが受けられる小規模多機能や複合型サービス、認知症の方々を対象としたグループホームなどの地域密着型サービスの整備を、介護保険事業計画に位置付けて、計画的に進めております。

今後は、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括システムの構築」が必要でありますので、医療介護を必要とされる方がスムーズにそれらのサービスを受けられるようなシステムを構築するためには、特に在宅医療等を含めた地域完結型の医療提供体制の整備・強化は、大きな問題となっており、市としてもすぐに取り組みなければならない大きな課題と捉えております。

その際には、体制構築、整備に伴う財政支援について、必要に応じて国に求めていく必要があると考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

○9番（佐藤文子） 要支援の保険給付外しとの関連で、市長の答弁はサービスを後退させないというふうな、そういう立場で臨んで準備をしていくというふうなことの内容でした。

一点、昨年12月の質問での答弁でも、29年4月からの実施に向けて準備をしてまいりたいという答弁でありましたし、今回も29年4月というふうなことであったわけですが、現在進めている法案の中での予防給付の見直し、また、特別養護老人ホームの重症化というふうな、入所者の要件の重症化というふうなこの問題の実施につ

いては、こちらでは27年4月という来年からの実施というふうに伺っておるわけですが、この私どもの理解に若干誤りがあるのかどうかというところ、お示しいただきたいと思ひますし、また、もし来年からの実施というふうなことになるれば、この予防給付からの要支援、見直しとの関連で要支援1、要支援2の皆さんへのこのサービスの受け皿が、これまでと同様に後退することのないようなサービスの提供がしっかりとできるようにしていただきたいというふうなことについて、どのようにお考えなのか、この2つの点お聞かせ願ひます。

○議長（橋村 誠） 栗林市長。

○市長（栗林次美） 佐藤文子議員の再質問にお答えいたします。

先程来申し述べております29年という数字ですけれども、これは介護保険の6期計画が始まる年というふうにご理解いただきたいと思ひます。

この要支援の関係については、保険制度から、おそらく法案が通りますと外れますので、介護保険の中ではできないというふうにご考えてますので、この部分は法案が通って実施に移された時点で、現在も我々地域包括ということをやっていますので、この中で先程述べたような形で進んでいくというふうにご理解を願ひたいと思ひます。

○議長（橋村 誠） 再々質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

○9番（佐藤文子） そうすれば、現在の法案がもし通れば、現在、要支援1・要支援2に対して実施している予防給付は外れるというふうなこちらの理解でいいというふうなことになるようではありますが、そうすれば、この来年度4月以降、こういう方々がこれまでと同様のサービス、後退しないサービスをしっかりと受けられるような体制というふうなものが現実に準備が整うものかどうかというふうなところ、もう一度確認したいと思ひます。と言ひますのは、答弁でもありましたように、要支援の方々が受けている6割以上は訪問介護、デイサービスを受けておられる。そして、厚労省は、この今までどおり必要な方には同様のサービスを続けていくというふうにおっしゃっているんですけれども、この「必要な方」というのはどういう人なのかと言ひますと、日常生活に支障の生じる認知症、また、自分の生活管理ができない人、コミュニケーションなどの社会性が構築できない人、退院直後、こうした方々の数というものは、一体どれぐらいあるんだというふうなことを確かめましたら、大体その予防給付、デイサービス、訪問介

護を受けておられる方々の大体8%ぐらいだろうというふうなことをおっしゃっているんですね。そうしますと、大仙市では、単純計算にはいきませんが、こういう特例、「必要な方」というふうに属する皆さんは、本当に1割にも満たない方々はこれまで同様のこの訪問、ヘルパー、専門職による訪問介護、デイサービスを受けられますけれども、大方の方々は、この予防給付から外れてしまうというふうなことなので、人数としては500人以上の皆さんが、この今までの受けていたサービスから外れてしまうというふうなことになるのではと大変心配しているわけですので、そういう意味で来年4月以降のこの要支援1・2の皆さんで予防給付から外れそうな、そうした人数が大変多いというふうなことを認識されて、その上でサービスを後退させないというふうなことで臨まれるのかどうか、その点をもう一度確認したいと思います。

○議長（橋村 誠） 栗林市長。

○市長（栗林次美） 何か議論が噛み合わないんですけれども、廃案を前提としての議論であれば、これ以上申し述べる必要はないと思います。廃案をするのであれば、やっぱり対案と、その時はどうするんだということを議論していかなければ、我々はその、やっぱり悪いところは制度ができたとしても、やっぱり直していただくということにしていかなきゃならないと思います。ただ、全体として法案が通れば、こういう仕組みで動くわけですので、現在その要支援の方たちに対するサービスが本当に介護保険的なものなのかどうかということは、我々自身もやはり実態に応じたものにしていかなきゃならないと思いますけれども、結論から言いますと、そこの部分について今までのサービスを受けていた方たちを保険から外れるということで放り出すということには、私はできないと思います。それは現実的に何らかの形で自治体が責任を持ってやっていく、そうしたつながりをつけていかなければならないと思っていますので、そういう覚悟で我々はこの地域包括システムに臨むということは今申し上げているつもりですけれども。

○議長（橋村 誠） 次に、2番の項目について質問を許します。

○9番（佐藤文子） 質問の2番目に、安倍政権が進める教育委員会制度の改悪問題についてお尋ねいたします。

政府は、教育委員会制度を変えるための法案、「地方教育行政改正法案」を国会に提出しております。

政府が提出した法案には、大きくって2つの問題があると考えています。

1つは、法案が導入した教育大綱の規定であります。大綱は、その自治体の教育・学

術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱と規定されており、制定は義務となっております。

大綱は国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌して作るというふうなことにされ、首長、市長が国の方針をもとに策定するというもののようであります。

本来なら教育の基本方針は、私学などを別といたしまして教育委員会が作るべきものでありますが、大綱の決定権限は首長であるというふうなことから、教育委員会の独立性をなくし、国と首長の支配下に置くことになるというふうにご考慮しております。

法案のもう一つの問題は、新教育長であります。新教育長は教育委員会事務局のトップである教育長と、教育委員会の代表者である教育委員長とを兼ねるポストであり、教育委員長は廃止するというものであります。これによって教育委員会と教育長との力関係が、制度上、入れ替わることになります。また、新教育長の任期が3年と短くされ、首長が議会の同意を得て任命するのでありますから、首長からの独立性が著しく弱まるというふうなことになると思います。

このように、法案は政治権力が教育を支配しようというふうなところにつながるもので、全国の教育関係者は立場を超えて心配や反対を表明しているわけであります。

世論調査でも75%の人が、政治家が教育内容を歪めない歯止めが必要だと、こういうふうにご回答しております。

私たちは、政治と教育との関係について、政治が一番やるべきは教育条件整備、絶対にやってはならないのは教育内容への介入支配という、こうした座標軸を持っているわけですが、これは民主主義社会での政治と教育の根本であり、憲法の立場でもあります。今回の法案は、この根本を踏みにじり、政治が一番やってはならない教育内容への政治介入、支配に道を開くものであると考えています。

こうしたことから、我が党は4月18日「教育委員会改悪法案に反対する国民的な共同を呼びかけます——侵略戦争美化の愛国心教育、異常な競争主義の教育を許さない」とするアピールを公表いたしました。アピールは、制度改変を行って安倍政権が結局何をやろうとしているのか、その狙いを深く捉えることを重視し、狙いを侵略戦争美化の愛国心教育、異常な競争主義の教育を進めようとしているんだというところに狙いがあるというふうにご捉え、発表したものであります。

私たち党市議団は、この間、教育委員会の皆さんをはじめ各学校長等に、このアピール文を届けてきたところでもありますが、そこで伺います。安倍政権の教育委員会制度

改変の動きを、どのような思いで見られるのか、また、私たちの発表いたしましたアピール文に対する、お読みいただいているのでありましたら、その感想、ご意見なり等、お聞かせいただければ幸いかと存じます。

以上で質問を終わります。

○議長（橋村 誠） 2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の、教育委員会制度問題についてお答え申し上げます。

現在、国会において審議中の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」、いわゆる「教育委員会制度」の改革につきましては、その制度の内容と、これまでの本市の教育行政のあり方を照合し、今後の対応を検討しております。

ご承知のとおり、本法案は、一部の地域の教育行政のあり方に問題があったことに端を発しておりますが、改正の趣旨は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに地方に対する国の関与の見直しを図るためとなっております。こういうふうに書いております。

本市においては、これまでも重大事態に備えた体制の整備はもとより、各種施策に関する予算編成段階から教育委員会と協議するなど、日頃から教育委員会と市長部局が共通理解を密にして、適切に連携して教育行政に取り組んできており、現行の制度下においても改革の目指す方向性は十分に具現化されているものと認識しております。

また、先の第1回市議会定例会の施政方針で、子育てと教育の充実を重点施策の一つに取り上げさせていただいており、教育委員会の要望を取り入れて、財政面だけでなく各部局、支所等の協力体制も構築し、地域と一体となった教育行政を進めさせていただいております。

おかげさまで毎年実施している市政評価においては、学校教育は満足度、重要度、共に好評価を頂いておりますし、児童・生徒の体力・学力等においても安定して好ましい成果が得られております。

今後、本法案の制度及び運用のあり方を十分に精査し、これまでの成果を踏まえた対応を進めてまいりたいと思います。

また、日本共産党のアピールにつきましては、本法案において教育の政治的中立性の確保が危惧されることなどをもとに、日本共産党の視点に基づいて問題を整理したもの

と捉えております。

なお、教育の政治的中立性は、当然のことと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問はありませんか。

（「ありません。ありがとうございました。」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） これにて9番佐藤文子さんの質問を終わります。

【9番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（橋村 誠） 次に、日程第2、議案第77号から日程第8、議案第83号までの7件を一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第77号から議案第83号までの7件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（橋村 誠） 次に、日程第9、請願第1号及び日程第10、陳情第11号の2件を一括して議題といたします。

本2件は、お手元に配付の請願文書及び陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（橋村 誠） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、6月12日から6月17日まで6日間、休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） ご異議なしと認めます。よって、6月12日から6月17日まで6日間、休会することに決しました。

○議長（橋村 誠） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、来る6月18日、本会議第4日を定刻に開議いたします。ご苦労様でした。

午前 11 時 25 分 散 会